

<報道発表資料>

令和7年6月27日

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

東九条「南岩本公園」の部分開園

京都市では、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）により、民間事業者のノウハウやアイデアを活用し、地域の皆様とワークショップを重ねて南岩本公園再整備事業を進めてきました。

この度、以下のとおり部分開園します。

【部分開園 概要】

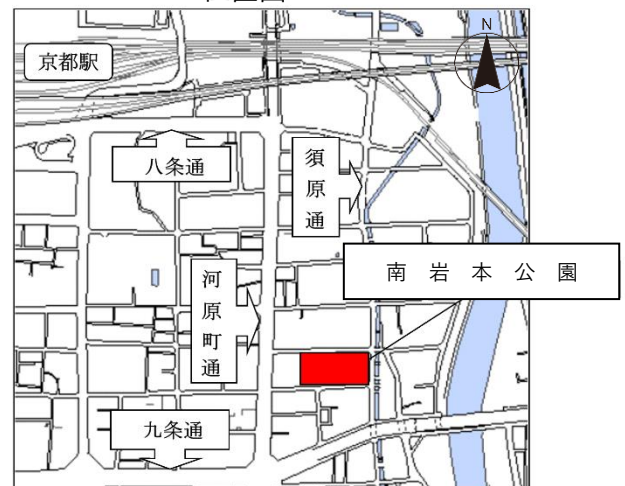
● 部分開園の日時

令和7年7月1日（火）午前10時から

● 公園の概要

- (1)所在地 京都市南区東九条南岩本町2 1 他
- (2)主な施設 土のひろば
幼児用遊具（イモムシ渡り）
ベンチ、パーゴラ
水飲み場、植栽等

位置図



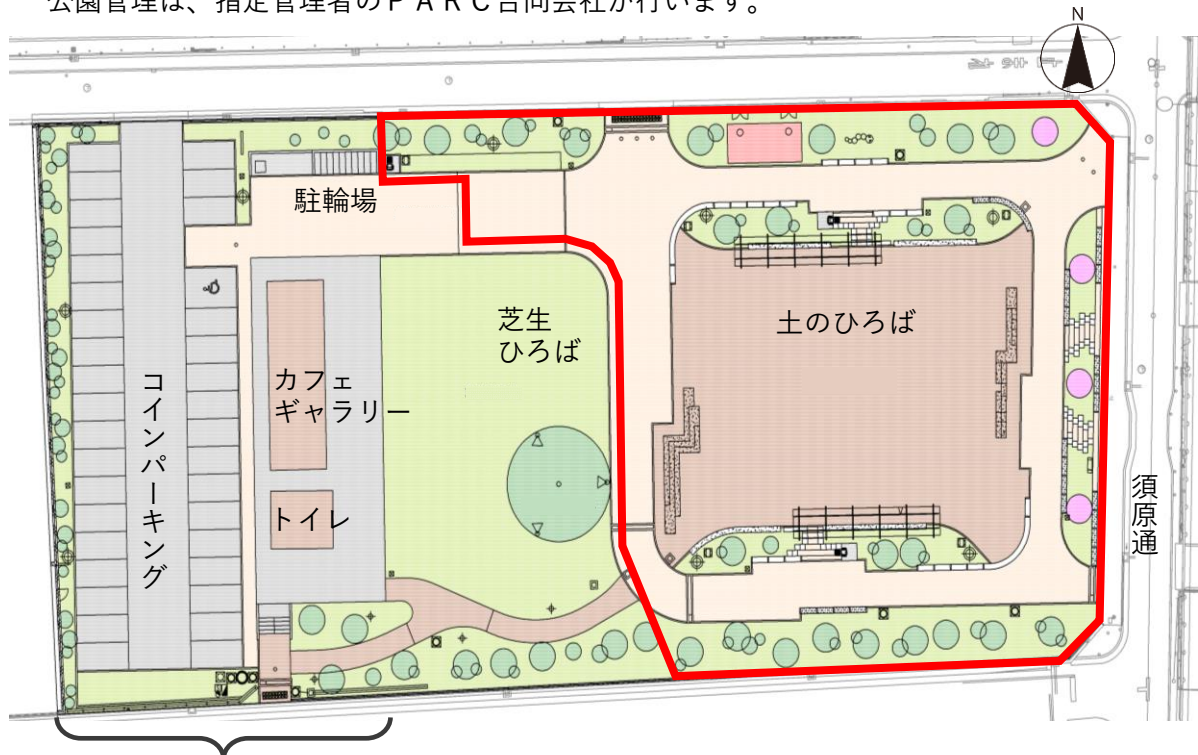
【現在の公園の様子】



● 部分開園エリア

令和 7 年 7 月 1 日に部分開園するエリアは、土のひろばを含む敷地東側です。

公園管理は、指定管理者の P A R C 合同会社が行います。



【整備中】

● 今後のスケジュール

令和 7 年 9 月上旬に、敷地西側の Park-PFI 事業者の整備エリア（カフェギャラリー、トイレ、コインパーキング、駐輪場）も含めた全体開園を予定しています。

（参考）Park-PFI とは

都市公園内に飲食店、売店等の施設の設置を認める代わりに、当該施設から生じる収益を園路、広場等の周辺施設の整備に充てるもので、民間活力による新たな都市公園の整備手法です。



【カフェギャラリーのイメージ】

〈お問合せ先〉

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

電話：075-222-4016